事 務 連 絡 令和元年 12 月 2 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 都道府県民生主管部 (局) 国民健康保険主管課 (部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

# 疑義解釈資料の送付について (その18)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 43 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

#### 医科診療報酬点数表関係

#### 【Nudix hydrolase 15(NUDT15)遺伝子多型検査】

- 問1 平成31年2月1日付けで保険適用された「Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査」の対象について、「疑義解釈資料の送付について(その13)」(平成31年4月3日付け医療課事務連絡)問1において、「チオプリン製剤を使用する疾患のうち、関連学会の定める治療指針等で治療選択基準及び本検査の結果を踏まえた治療方針が明確に示されているものが該当し、平成31年2月時点では、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患(全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等)、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患)が該当する」とあるが、現時点で自己免疫性肝炎は該当するのか。
- (答) 令和元年 11 月以降、自己免疫性肝炎も該当する。

### 【ウイルス・細菌核酸多項目同時検出】

- 問2 令和元年11月1日付けで保険適用されたウイルス・細菌核酸多項目同時検出の対象患者について、同年10月31日付け改正留意事項通知において、「重症呼吸器感染症と診断した、又は疑われる場合」とあるが、どのような患者を指すのか。
- (答) 小児においては、日本小児呼吸器学会及び日本小児感染症学会の小児呼吸器感染症診療ガイドラインにおける、上気道炎の重症度分類である Westley のクループスコア又は気道狭窄の程度の評価で重症以上、若しくは小児市中肺炎の重症度分類で重症と判定される呼吸器感染症患者をいう。成人においては、一般社団法人日本呼吸器学会の成人肺炎診療ガイドラインにおける、市中肺炎又は医療・介護関連肺炎の重症度分類で重症以上、若しくは院内肺炎の重症度分類で中等症以上と判定される呼吸器感染症患者をいう。

## 歯科診療報酬点数表関係

## 【歯科用シーリング・コーティング材】

- 問1 令和元年 12 月 1 日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、準用技術として区分番号「1 0 0 1 」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を算定することとなっているが、区分番号「M 0 0 1 」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」と同日に算定できるか。
  - (答) 算定できる。
- 問2 令和元年12月1日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、区分番号「I001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を実施した歯に対して、後日、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」及びコーティング処置を行った場合、準用技術としての間接歯髄保護処置を算定できるか。
  - (答) 算定できる。